



認可外保育施設集団指導 (居宅訪問型保育事業)

～指導監督基準解説編～

豊島区子ども家庭部保育課

立入調査・集団指導の目的



- 児童福祉法第59条に基づく、指導監督の一環
- 児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認

指導監督基準及び評価基準に定められた調査項目全般にわたって、効果測定への回答及び提出書類の確認等により、基準への適合状況を確認する。

豊島区の認可外保育施設指導監督基準等



▶ 豊島区ホームページに掲載

(<https://www.city.toshima.lg.jp/548/kosodate/kosodate/hoikuen/chiikigata/2212161826.html>)

☞ 豊島区 > ホーム > 子育て・教育・若者 > 保育 > 保育施設の指導検査に関すること

> 認可外保育施設に対する指導監督について

- 豊島区認可外保育施設に対する指導監督等要綱
- 別表第1 認可外保育施設指導監督基準
- 別表第2-3 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。）の評価基準 **※法人事業者**
- 別表第2-4 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。）の評価基準 **※個人事業主**
- 豊島区認可外保育施設に対する指導監督等要綱実施細目

※法令改正等により適宜改正あり

立入調査の流れ



①【区】設置届・運営状況報告等により施設の状況把握



②【区】立入調査対象事業者へ、実施通知を送付



③【区】立入調査の実施

居宅訪問型保育事業者に対して
立入調査に代えて集団指導を実施します。



④【区】調査結果を通知



⑤【設置者】改善状況報告書の提出(原則30日以内)



⑥【区】改善状況報告書の確認・再指導等



⑥で改善されない場合など



**特別立入調査を実施する
場合があります。**

特別立入調査



- 死亡事故等の重大事故が発生した場合
- 児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合(こうしたおそれにつき、通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等を含む。)
- 利用者等から苦情や相談が寄せられている場合等で児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合 等



特別立入調査実施

特別立入調査の流れ



①【区】特別立入調査の実施



②【区】調査結果を通知

③【設置者】改善状況報告書の提出

④【区】改善状況報告書の確認



改善されない場合

⑤【区】改善勧告

⑥【区】改善状況報告書の確認



勧告に従わない場合

⑦【区】公表



弁明の機会の付与・区児童福祉審議会へ意見聴取

⑧【区】業務停止命令又は施設閉鎖命令

【著しく不適正な場合】

- ・著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
 - ・著しく利用児童の安全性に問題がある場合 等
- ⇒①から②～④を経ずに、
直接⑤へ行くことがあります。

【緊急を要する場合】

- ・児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合 等
- ⇒①から②～⑦を経ずに、
直接⑧へ行くことがあります。

児童福祉法
第59条第3項
から6項

令和5年度集団指導における主な指摘事項



- 実技を伴う救命講習を定期的に受講していない。
 - 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的に受講しなければなりません。
- 保育の質の向上のため、研修の受講をしていない。
 - 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めなければなりません。
- 施設及びサービスの内容の提示について、提示内容が不十分である。
 - 施設及びサービスの内容について、書面等による提示等を行わなければなりません。
- 契約の内容について、交付内容が不十分である。
 - 契約の内容について、書面等による交付を行わなければなりません。
- 賠償責任保険に加入をしていない。
 - 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えなければなりません。



保育に従事する者の数及び資格について

■ 保育に従事する者の数 評価基準1-(1)

原則、1人に対して乳幼児1人

※保育している乳幼児が兄弟姉妹とともに利用している場合で、保護者が契約において同意しているときは例外とする。

※保護者の同意は書面やメール等で記録を残す。

■ 保育に従事する者の有資格者の数 評価基準1-(2)

有資格者とは・・・保育士又は看護師の資格を有する者

※都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者を含む。

(例)居宅訪問型保育基礎研修、子育て支援員研修(地域保育コース)、認可外の居宅訪問型研修、(公社)全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修、認定ベビーシッター資格取得に関する科目の履修 など

防災上の必要な措置について



■ 非常災害に対する措置

評価基準3,4

- 地震、火災等の災害発生時における対処方法等について検討及び実施をしているか。

例えば、

- 避難経路や消火用具等の場所の確認
- 事前に保護者と避難場所や引き渡しについて確認をするなどの、非常災害発生時を想定した配慮をする。

法人事業者は、**上記項目について定めた業務マニュアルを整備し、保育従事者への周知や定期的な訓練等を含む取組を実施する必要があります。**

豊島区の保育について



▶ 豊島区子どもの権利条例

豊島区では平成18年に豊島区子どもの権利に関する条例を制定しました。これは子どもの権利の内容を明らかにし、子どもの権利を守り、成長を支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障することを目的としています。

▶ 豊島区保育の質ガイドライン

豊島区では豊島区全体の保育の質をより一層高めていくために、豊島区保育の質ガイドラインを平成31年3月に作成しました。それぞれの保育施設等において『豊島区の特徴を活かした保育を
実践しつつ、自分のこと、友だちのこと、そして豊島区のまちや
人が大好きだと思える子どもを育てる保育』を目指しています。

豊島区保育の質ガイドライン



平成 31 (2019) 年 3 月

豊 島 区

保育内容について①



<主な調査事項>

- ➡ 保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか。

評価基準5-(1)

(以下の事項について理解し、配慮した保育をしているか。)

- 子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項
- 乳幼児への養護的な関わり(授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等)に関する事項
- 子どもの遊び等に関する事項 等

法人事業者は、**上記項目について定めた業務マニュアルを整備し、
保育従事者への周知を含む取組**を実施する必要があります。

保育内容について②



- 保育に従事する者の人間性と専門性の向上 評価基準5-(2)-a
 - 保育に当たっての基本姿勢を理解しているか。十分に取り組めているか。
(子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等)

法人事業者は、**上記項目について定めた業務マニュアルを整備し、保育従事者への周知を含む取組**を実施する必要があります。

- 保育に従事する者に関する研修を受講しているか。
保育従事者の質の向上のため、研修を受講してください。
定期的に受講することが望ましいです。
(例)公益財団法人東京都福祉保健財団が主催する認可外保育施設職員テーマ別研修など

法人事業者は、**研修計画を作成し、保育従事者に対し、研修を実施**する必要があります。

保育内容について③



■ 保護者との連絡等

評価基準5-(3)

- 保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施をしているか。

連絡帳又はこれに代わる方法により、**保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育従事者からは保育中の乳幼児の様子を連絡する等、可能な限り**保護者と密接な連絡を取ることを心がけてください。

- 保護者の緊急連絡先等を把握しているか。

かかりつけ医等の緊急時に必要な連絡先も併せて把握しているか。

乳幼児の人権に配慮した保育内容①



➡ 乳幼児の人権に対する十分な配慮がなされているか。

評価基準5-(2)-b

- 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱しめることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮してください。

**遊びの一環、寝かしつけのため、しつけのためと称するか否かを問わず、
児童に身体的・心理的苦痛を与えてはいけません。**

➡ 児童相談所等の専門的機関との連携

評価基準5-(2)-c

- 虐待等不適切な養育が疑われる場合
⇒児童相談所等の専門的機関へ通告しているか。
- 心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等
⇒専門機関に対し適切な連絡に努めること。

乳幼児の人権に配慮した保育内容②



虐待・不適切な保育に関する事例

◆ 令和2年6月

保育者が、女子児童の下半身をさわったとして、強制わいせつ容疑で逮捕。

◆ 令和3年10月

保育者が、乳児が横たわっているベビーラックを、何度も前後に激しく揺さぶるという報道があった。

◆ 令和4年8月

保育者が、男児児童の下半身をさわる行為やスマートフォンで撮影する行為をして、強制わいせつ罪等で懲役20年の有罪判決。

◆ 令和5年5月

保育者が、1歳の赤ちゃんを抱き抱えた状態からベッドの上に繰り返し落として暴行したとして、書類送検。

乳幼児の人権に配慮した保育内容③



保育者による虐待・不適切な保育の例

＜身体的な虐待・乱暴なかかわり＞

- しつけと称して、児童の頭や頬を叩く、突き飛ばす、頭を小突くなどの暴力を振るう。
- 食事の際に無理やり口にご飯を入れる。
- 寝かせつけるときにパンパンと音がするほど強く叩く。
- バウンサー・ベビーラックを激しく揺らす。
- 児童の腕や衣服などを掴んで引っ張る。

乳幼児の人権に配慮した保育内容④



＜心理的な虐待・人格を尊重しないかわり＞

- 「お前」、「ばか」、「かわいくない」など、人格を無視した言葉や傷つけるような言葉を投げかける。
- 「早く寝てよ」、「○○しなさい」など、物事を強要するような言葉を投げかける。
- 「おやつ抜きにするよ」など、罰を持ち出して脅すような言葉を投げかける。
- 大きな声を出したり、おもちゃや食器などを児童の前に強く置くなどして大きな音を出し、児童を萎縮させる。

乳幼児の人権に配慮した保育内容⑤



<性的な虐待>

- 児童を裸にして、保育者が個人的に児童の写真を撮る。
- 午睡中に、児童に添い寝をして、児童の下半身に触るなど、わいせつ行為をする。
- 児童の着替えや排せつ介助の際に、性器に触るなど、わいせつ行為をする。
- 愛情表現やスキンシップと称して、児童の体を撫でまわす、キスをする、一方的に長時間抱きしめ続けるなどの行為をする。

<ネグレクト>

- 汚れたオムツを替えずそのままにする。
- ベビーベッドやサークルに児童を入れたまま放置する。
- 食事の量を極端に減らす。

給食について



■ 衛生管理の状況

評価基準6-(1)

- 食器類やふきん、哺乳瓶等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であるか。

■ 食事内容等の状況

評価基準6-(2)

- ミルクを与えた場合にゲップをさせる、離乳食摂取後の状況に注意が払われているか等、乳児に対する配慮が適切に行われているか。
- アレルギー疾患等を有する子どもに対して適切な対応が行われているか

食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払ってください。

健康管理・安全確保について①



➡ 乳幼児の健康状態の観察

評価基準7-(1)

- 預かりの際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。
 - 視点としては、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等
- 引き渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。

健康管理・安全確保について②



■ 職員の健康診断

評価基準7-(2)

- 健康診断を1年に1回受けているか。
- 検便を実施しているか。
 - 食事の提供(調理)や調乳を行う場合は、検便を実施してください。
 - 検査結果は適切に保管してください。

法人事業者は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則に基づき、
職員の健康診断を**採用時及び1年に1回**実施する必要があります。

■ 感染症への対応

評価基準7-(3)

- 手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策を講じているか。

法人事業者は、**上記項目について定めた業務マニュアルを整備し、
保育従事者への周知を含む取組を実施**する必要があります。

健康管理・安全確保について③



➡ 乳幼児突然死症候群等に対する注意

評価基準7-(4)

- 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。

※睡眠チェックは、0、1歳児⇒5分毎、2歳児⇒10分毎、3歳児以上15分毎を目安に行い、その様子を記録すること。

- 乳幼児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。
※窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。
- 保育中は禁煙を厳守しているか。

法人事業者は、上記項目について定めた業務マニュアルを整備し、
保育従事者への周知を含む取組を実施する必要があります。

健康管理・安全確保について④



➡ 安全確保

評価基準7-(5)-a

- 以下の事項について、**安全計画**を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。
 - 施設の設定備の安全点検
 - 職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導
 - 職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項

◆ 安全計画は「保育所安全計画例」を参考に策定してください。

安全計画に関する通知は、下記URLをご参照ください。

「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について」（こども家庭庁HP）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/1b9d7664-123f-45d6-aea0-b6fbaf7ff788/8d430c25/20230401_policies_hoiku_ninkagai-tsuuchi_21.pdf

健康管理・安全確保について⑤



■ 安全確保

評価基準7-(5)-b,c

- 安全計画について理解しているとともに、安全計画に定める訓練を定期的の実施しているか。

ケガや急病等における**応急手当の実践**、ヒヤリ・ハット時の**事故防止意識の再確認**が必要です。

法人事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、**安全計画に定める研修及び訓練を定期的の実施する**必要があります。

- 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。

健康管理・安全確保について⑥



■ 安全確保

評価基準7-(5)-a～f

- 以下の事項について理解したうえで、十分に取り組んでいるか。
 - 安全計画に基づく取組の内容等を踏まえた事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構え
 - 保育を始める前の玩具、遊具等、室内の安全確認
 - 室内、室外の安全確認
 - ケガや急病等における応急手当の方法(実践)
 - 「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等
 - 事故発生時における対処方法及び連絡体制
 - 事故等発生後における詳細な内容等の報告
 - 児童の移動のために自動車を運行する場合の、児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認方法

【参考】事故防止について：
「ヒヤリ・ハット調査『誤飲等による乳幼児の危険』調査報告書」
(令和3年6月 東京都生活文化局)

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/hiyarihat/>
(東京くらしWEB)

法人事業者は、上記項目について定めた業務マニュアルを整備し、
保育従事者への周知を含む取組を実施する必要があります。

健康管理・安全確保について⑦



■ 安全確保(事故発生時の処置等)

- 事故発生時に適切な救命処置ができるように定期的に実技講習を受講しているか。
 - 消防署主催の救命講習又はこれと同等の内容の講習（心肺蘇生法等の実技講習を伴うもの）を定期的に受講してください。

評価基準7-(5)-g

法人事業者は、**職員に対し定期的な講習受講の機会を与える**必要があります。

- 賠償責任保険等に参加するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。

評価基準7-(5)-h

- 賠償すべき事故が発生した場合に、損害補償を速やかに行うことができるように備えてください。

健康管理・安全確保について⑧



➡ 安全確保(事故発生時の記録・報告)

評価基準7-(5)-i~k

- 事故発生時には速やかに当該事実を豊島区に報告しているか。
 - 死亡事案、重傷事故事案、食中毒等重大な事故が生じた場合、所定の様式で報告が必要です。(豊島区認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目第4条第2項) **※原則として当日中、遅くとも翌日までに第一報を報告。**
- (事故が発生した施設において)当該事故の状況及び当該事故に際してとった処置について記録を残しているか。
- (死亡事故等の重大事故が発生した施設において)当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられているか。

利用者へのサービスに関する提示



■ 施設及びサービスに関する内容の提示をしているか。

評価基準8-(1)

- 利用者に対し、サービス内容に関して必要な項目(以下14項目)を
書面等により提示してください。
- 子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」にも情報を掲載してください。（令和6年4月1日より義務化）

a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名	b 事業所の名称及び所在地	c 事業を開始した年月日	d 保育提供可能時間
e 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由		f 利用定員	g 設置者の資格（保育士・看護師）の保有状況 <u>（法人事業者は「保育士その他の職員の配置数又はその予定」）</u>
h 設置者の研修の受講状況 <u>（法人事業者は「設置者及び職員に対する研修の受講状況」）</u>	i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額	j （提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容	k 緊急時等における対応方法
l 非常災害対策	m 虐待の防止のための措置に関する事項	n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けた否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	

契約内容の書面等による交付及び説明



- サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付を行っているか。

評価基準8-(2)

- 利用者に対し、契約内容として必要な項目(以下8項目)を書面等に全て記載した上で交付してください。

a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地	b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項	c 事業所の名称及び所在地	d 事業所の管理者の氏名
e 当該利用者に対し提供するサービスの内容	f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額	g (提携している場合は)提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容	h 利用者からの苦情を受け付ける連絡先 (法人事業者は「利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先」)

- サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明を行っているか。

評価基準8-(3)

備える帳簿

評価基準9-(1),(2)



➡ 利用乳幼児に関する書類等の整備

- 以下の項目について、確認できる書類が備えられているか。

・ 利用乳幼児及び保護者の氏名	・ 乳幼児の生年月日及び健康状態
・ 保護者の連絡先	・ 乳幼児利用記録並びに契約内容等

➡ 職員に関する帳簿等の整備 (法人事業者のみ)

- 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等が記載された帳簿が備えられているか。
- 労働基準法等の法令に基づき、事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等(以下の帳簿等)が備えられているか。

・ 労働者名簿（労働基準法第107条）	・ 賃金台帳（労働基準法第108条）
・ 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）	

設置者の経営姿勢等



■ 保育に対する姿勢

評価基準10-(1)

- 保育内容等に対して、利益を優先させていないか。
(法人事業者は、保育従事者の確保や保育内容等に対して、利益を優先させていないか。)
- 保育の充実のために、関係法令及び基準を遵守し実行する、真に積極的な姿勢であるか。
- 保育サービスを実施する責任者として適切な対応を行っているか。

今後の流れ



- ① 本動画を含めた2つの動画を視聴

- 指導監督基準解説編
- 事故防止について

本動画



- ② 効果測定を行い、指定の期日までに
効果測定の回答及び必要な書類を区に提出してください。
※実施通知の内容をよくご確認の上、ご提出ください。



- ③ 提出された書類等を審査し、区より結果通知をお送りいたします。



- ④ 結果通知に、改善を要する事項(指摘)がある場合、通知を受け取った後30日以内に「改善状況報告書」の提出をお願いいたします。



**子どもを預かることは、
命を預かる大変責任の重い仕事で
あることを十分認識し、
事業を行ってください。**

～ご視聴ありがとうございました～